

平成26年11月12日

「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」（第6回）
配付資料を踏まえての提案

森 公 高

資料「コーポレートガバナンス・コードの基本的考え方に係るたたき台（一部）」につきまして、次のことをご検討いただくことを提案します。

1. 【原則1－2. 株主総会における権利行使】(P3) について

上場会社は、株主総会は株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

補充原則

- 1－2① 株主総会に係る情報については、株主が適切な判断を行うために必要な材料を的確に提供すべきである。
 - 1－2② 株主が総会議案の十分な検討期間を確保することが出来るよう、招集通知の早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知の発送までの間に、TDnet等により電子的に公表すべきである。
 - 1－2③ 上場会社は、株主との建設的な対話の充実、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。
- 補充原則1－2②では、「招集通知の早期発送に努めるべきであり」とありますが、第5回会議の提出資料P2に記載のとおり、企業は情報開示に非常に大きな責任を持つことから、十分な情報を責任を持って開示するための期間が必要となると考えます。このため、情報の信頼性を維持できるだけの必要な期間を確保した上での招集通知発送に努めるべきである点についても、明確に記載する必要があると考えます。
 - また、諸外国のように、株主が議決権行使の検討期間において有価証券報告書の情報を利用できることになれば、議決権をより有効に行使できる環境の

実現につながるものと考えます。当該環境の実現に向けて、企業は株主総会開催関連の日程の設定に当たり、株主の視点にも配慮した柔軟な対応が必要と考えます。このため、「上場会社は、株主総会開催関連の日程の設定に当たり、国内外の機関投資家や一般株主が株主総会までに有価証券報告書を利用して企業の状況等を把握できるよう、十分に配慮すべきである」という内容を盛り込む必要があると考えます。

2. 【基本原則4】(P12) について

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任等を踏まえ、企業の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクをサポートするような環境整備（説明責任の確保）を行うこと
- (3) 独立した客観的立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高いモニタリングを行うこと

をはじめとする役割・機能を適切に果たすべきである。

こうした役割・機能は、監査役会設置会社（その役割・機能の一部は監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に発揮されるべきである。

- OECD原則では「取締役会の会社及び株主に対する説明責任が確保されるべきである」とされていますが、資料の現状案では、「株主に対する受託者責任等を踏まえ」とされており、両者の関係が不明確です。株主に対する受託者責任と説明責任は明確に分けて記載すべきであると考えます。
- 説明責任については(2)で「経営陣幹部による適切なリスクテイクをサポートするような環境整備（説明責任の確保）を行うこと」という部分のみに明確に記載されていますが、取締役会がどのような受託者責任、そして説明責任をきちんと果たすのかということを、コードにおいて明確に説明する必要があると考えます。
- また、（取締役会の責務に限定した事項ではありませんが、）企業のガバナンスは、株主に対する受託者責任を透明性をもって実行する、その説明責任が非常に大切であると考えています。ガバナンスの機能は各々の会社の機関設計ごとに異なってくるものであり、会社がどのような機関設計に基づいて、どのようにして受託者責任及び説明責任を果たすのかを自ら明確に説明する

ことが必要である旨をコードに盛り込むべきであると考えます。

3. 【基本原則4-4. 監査役（会）の機能】（P14）について

監査役（会）は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの機能を発揮するに当たって、株主に対する受託者責任等を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役（会）に期待される重要な役割には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」が含まれるが、当該機能を十二分に発揮するためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

- 第4回会議 資料1 監査役（会）に期待される役割・責務（P12）では、「監査役に求められる専門的な知識・経験について、どのように考えるか」、「監査役（会）には、財務・会計の知識を持つ者が含まれるべきとの指摘について、どのように考えるか」といった検討の視点がありましたが、基本原則4-4及び補充原則4-4①の案では、監査役（会）に求められる専門的知見に関する記載が含まれていません。
- 第5回会議の提出資料P6に記載のとおり、会計監査人の監査に対する知見や財務及び会計に関する専門性は、会計監査人の選任・評価プロセス及び監査の遂行を監督する等の機能を十分に発揮するためにも必要であると考えます。また、監査役は会計監査人の監査結果の相当性を判断する立場にあるので、会計監査人の職務に十分な知見を有する監査役が選任されれば、より監査役の役割を有効に発揮できるものと考えます。したがって、少なくとも1人は会計監査人の監査に精通し、財務及び会計に関する知見や能力を有する者が選任されることが必要と考えます。
- また、これらの専門的知見は、監査役のみならず、取締役会でのモニタリング機能を期待される社外取締役、監査等委員会等にも必要であり、「第4章 取締役会等の責務」の中に盛り込む必要があると考えます。
- 第4回会議 資料1 監査役（会）に期待される役割・責務（P13）では、「監査役（会）の責務を実効的に果たすために必要となる体制について（監査役

をサポートする人員・予算の確保、経営陣・内部監査部門・社外取締役・外部会計監査人等との連携・情報共有等)」といった検討の視点がありましたが、基本原則4-4及び補充原則4-4①の案では、この必要な体制に関する記載が含まれていません。

- 第5回会議の提出資料P7に記載のとおり、監査役がその役割をより実効的に発揮できるようにするためには、そのための十分な体制構築が必要不可欠であると考えます。このため、検討の視点において示されている「監査役をサポートする人員・予算の確保、経営陣・内部監査部門・社外取締役・外部会計監査人等との連携・情報共有」という内容については、全て盛り込む必要があると考えます。

以 上